

○山口県警察の監察に関する訓令

平成13年 2月26日
本部訓令第5号

(趣旨)

第1条 山口県警察が実施する監察については、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項に規定する職員をいう。

(監察の種類)

第3条 監察の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合監察
- (2) 随時監察
- (3) 特別監察

(総合監察)

第4条 総合監察においては、警察署の業務運営について監察を実施するものとする。

(随時監察)

第5条 随時監察においては、あらかじめ選定した監察項目について重点的に監察を実施するものとする。

(特別監察)

第6条 特別監察においては、職員が、服務又は職務の執行に関し、法令又は警察本部長（以下「本部長」という。）が定める規程に違反する行為（違反する疑いのある行為を含む。）をしたときに、本部長の命を受け、その事実について監察を実施するものとする。

(監察実施計画)

第7条 本部長は、年度の末日までに翌年度の監察実施計画（規則第2条第1項に規定する監察実施計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 前項の監察実施計画は、総合監察及び随時監察について作成するものとする。

(監察執行官)

第8条 監察執行官は、次の各号に掲げる監察の種類に応じ、当該各号に定める職員をもって充てる。

- (1) 総合監察 本部長又は本部長が指名する職員
- (2) 随時監察及び特別監察 首席監察官若しくは警務部監察官又は本部長が指名する職員

2 監察執行官は、監察実施計画又は本部長の命に従い、監察を実施するものとする。

(監察補佐官)

第9条 監察執行官は、警察本部に勤務する課長補佐（室長補佐、所長補佐、科長、隊長補佐及び校長補佐を含む。）以上の職にある職員を監察補佐官に指名するものとする。

2 監察補佐官は、監察執行官の命に従い、監察の実施を補佐するものとする。

(留意事項)

第10条 監察執行官及び監察補佐官は、監察の実施に当たっては、規則第4条に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 非違又は非行の究明に偏らないこと。
- (2) 職員に対する指導及び教養に配慮すること。
- (3) 職員のプライバシー及び名誉の保持に努めること。
- (4) 警察業務の改善及び刷新を念頭に置くこと。

(本部長に対する報告)

第11条 監察執行官は、監察を実施したときは、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

(実施結果の通知等)

第12条 本部長は、所属長に対し、文書により監察（特別監察を除く。）の実施結果を通知するものとする。

2 所属長は、前項の通知を受けたときは、速やかに適切な措置を講じ、そのてん末を本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、前項の報告を受け、その措置状況を確認する必要があると認めるときは、部下職員に調査を命じることができる。

(秘密の保持)

第13条 職員は、監察に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。